

九州女子大学・九州女子短期大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

令和 7 年 5 月 15 日決定

九 州 女 子 大 学

九 州 女 子 短 期 大 学

統括管理責任者 船 津 京 太 郎

九州女子大学・九州女子短期大学（以下「本学」という。）では、「九州女子大学（九州女子短期大学）公的研究費の運営・管理に関する規程」第 7 条に基づき、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し実施するものとする。

区 分	コンプライアンス教育	啓 発 活 動
1. 対 象 者	・ 公的研究費の運営・管理に関わる構成員及び 本学の専任職員	・ 本学の全ての職員
2. 目 的	・ 不正を事前に防止するために自身が取り扱う 公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、 自らのどのような行為が不正に当たるのかな どを理解することを目的とする。	・ 不正を起こさせない組織風土を形成す るために、不正防止に向けた意識の向上 と浸透を図ることを目的とする。
3. 実施内容 実施方法 実施頻度	・ 公的研究費だけでなく、大学の運営経費の一部についても国民の税金で賄われていることから、本学の SD 研修会に位置づけ毎年度 1 回以上、対面またはオンライン等により実施する。 ・ コンプライアンス教育の理解度調査をアンケート形式で年 1 回実施する。 ・ 短期非常勤職員及び学生アルバイトには、採用時に防止計画推進部署が個別に行う。	・ 本学の不正防止への取り組みに関する情報を Web サイト、メール及び学科会議等を通じて共有し意識の啓発を毎年度 4 回程度実施する。

以 上